

## 第 21 回関西広域連合委員会議事概要

1 日 時：平成 24 年 5 月 30 日（水） 11 時 10 分～13 時 00 分

2 場 所：大山ロイヤルホテル 2 階 彩雲・陽光

3 出席者：井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、橋下委員（WEB参加）、竹山委員（WEB参加）

議事 1 に関する説明：齋藤内閣官房副長官、細野原発事故収束・再発防止担当大臣  
深野原子力安全・保安院長、大村原子力発電検査課長

### 4 議事概要

#### （1）協議事項

##### ① 原子力発電所の安全確保と再稼働について

- ◆ 齋藤内閣官房副長官から、「大飯原子力発電所 3・4 号機の再稼働については、地元や関係自治体の意見を踏まえ、稼働の時期を適切に判断する」という、政府の方針についての説明があった。
- ◆ 細野大臣から、5 月 22 日に国に行った「原子力発電所再稼働問題に対する申し入れ」について、再稼働にあたっての判断基準及び再稼働後の安全確保について説明があった。
- ◆ これを受けて、「原発再稼働に関する声明」をとりまとめ、公表した。
  - ・ 4 点伺いたい。①特別な監視体制に京都・滋賀をどこまで組み入れてもらえるのか、②福島の教訓をどう活かすのか。プラントの安全性だけでなく、地域とのつながり、地震や津波など地域条件との関係、③普段のガバナンス、危機管理体制（普段できていないことは緊急時には全くできない）、④被害を受ける住民の立場に立って、どこまできめ細かに日常的に備えられるか。（嘉田委員）
  - ・ ①福井県との協議の中で検討している。福井県の思いが一番重く受け止めなければならない。一方で京都府や滋賀県を含め住民の思いも理解している。特別な監視体制における情報提供というのは当面の対応としている。新しい規制組織が誕生した後、どのようにコミュニケーションをとっていくのか時間をかけて検討し、できれば恒久的な仕組みとしてスタートさせていきたい。②根本的に変えていかないといけない。地域の防災計画は国の指針に基づき独自で作るので、法定化されていない。これを規制機関発足後できるだけ早く法定化したい。また、SPEEDIの情報提供について、新しい規制機関発足後、速やかに解決し、滋賀県に対してもしっかりとした情報を出せるような仕組みを作りたい。（細野大臣）
  - ・ 総理は再稼働は既定路線で、あとは時期だけということによいか。5 月 19 日の説明では基準 3 はできていないものもあり、万全ではない。万全ではないが稼働させるという既定路線で政府は稼働時期を決定する時期に来ているというお話だったと受け止めてよいか。（松井委員）
  - ・ おおむね結構である。（齋藤副官房長官）
  - ・ 30 項目の安全対策は、少なくとも現段階では、最終的にはこのレベルに達することが必要かつ望ましいというもの。ただ、30 の項目が終わっても終わるわけではなく、更に上もある。原子力の安全については、万全というものはあり得ない。常に新しい知見をもとに高いレベルを目指すというのが政府の認識。今の 3 つの基準は暫定的な基準であることは事実だが、福島レベルの津波には対応できると言うことは確認できていることを前提に再稼働を認めていただきたい。（細野大臣）
  - ・ 再稼働を認めるのかは政府の責任でされることと思う。今後、規制庁が議論する中で新た

な安全対策が出てくるとのことだが、30項目の安全対策も完全でない。従来の定期検査後のそのままの稼働の仕方でいいのか。規制庁ができあがった時点で、大飯3、4号機も、全国原発と同じ土俵の上で判断されるべきと考える。（松井委員）

- 新しい規制機関ができれば、今の暫定基準は再評価の対象となる。新しい規制機関のもとで、この暫定基準ではだめと言うことになれば、大飯3、4号機も稼働していることがおかしいということもあり得る。新しい基準ができるのはもう少し先になるが、それができたときには、使用停止も含めた厳格な判断がされる。そういう意味では大飯3、4号機も含め、全く同じ規制の対象となる。（細野大臣）
- 暫定というのは基準だけか。原子力発電にはソフト対策もある。原子力安全委員会は緊急時には緊急技術助言組織という役割となっているが、信頼は地に落ちており、規制庁はできていない。緊急時の専門家対応ができない状況であり、特別な監視体制に専門組織が欠け落ちている。体制も暫定的になっていることに不安がある。また、特別な監視体制について、京都府も避難圏内であるから、事故時を含めてどこまでの体制とリンクさせてシームレスにしていくのかという問題だと思う。今回UPZが30キロになるという前提をどう考えるのか。特別な監視体制については、情報提供ではなく、情報共有し共に動く体制をとる必要がある。

原子力の専門家で唯一動いているのは、福井県のみであるので、その意見は尊重する必要がある。（山田委員）

- 福井県の見解は尊重する。暫定基準で動かすので、従来にない特別な体制としている。安全委員会は助言組織としての機能は残しており、法律で明記されている。安全委員会も特別な監視体制の中に組み込まれている。また、その中での京都府、滋賀県の位置づけは、保安院や福井県と協議しているので、持ち帰り、改めて相談したい。（細野大臣）
- 和歌山で15%節電できるかという、家庭では昨年比5倍、オフィスで3倍の節電が必要であり、現実には産業界にしわ寄せをすることとなる。また、計画停電をされたら、生命の危険を全部クリアしないといけない。我々は原発を止めることを目的にして議論しているわけではなく、電力はちゃんと供給してもらわないと困る、その前提として安全は確保してもらわなければ困るということを申し上げている。（仁坂副連合長）
- 政府が再稼働を本気で考えるなら、周辺の安全対策をゼロから始める必要がある。必要な財源もつける必要がある。再稼働を本気で考えるなら、国は責任を持って周辺の安全対策をやりますとこの場で明言してほしい。（平井委員）
- 安全については、今が世界最高水準と言わないと進まない。そうでなければ、世界最高水準のものができてから判断をすればよいということになるのではないか。安心の確立については、政府としてのきっちりとした手順と情報公開が必要。（飯泉委員）
- 住民の安全対策の予算は確保している。新しい規制機関が誕生した段階で、それぞれの地元の事情を聞いてしっかりやれることはやっていくと約束する。世界最高水準の安全をとということについては、これまでの絶対事故は起こらない、起こらないから対応も考えないという考え方から、もはや完全なものとはなくなった、常に上を目指していくという方向に切り替える必要がある。安心については、信頼性のないところに安心はない。信頼性を取り戻す鍵は、決めるプロセスや説明等における徹底した透明性である。また、これまでの広報活動に加え、住民や自治体の意見の広聴活動も行い、反映させるという姿勢も持つて行く必要がある。（細野大臣）
- ①基準3は暫定的なものなら、安全の判断は暫定的なものになるのではないのか。②基準1、2で再稼働できるなら、大飯以外も原子力規制庁の判断を待つのではなく、判断できる

のではないか。なぜ大飯だけが原子力規制庁の判断を待たず判断されるのか。③暫定の基準に基づく安全も暫定とするなら、そういうものだと言い切って、進めていくべきではないか。（井戸連合長が橋下委員の質問を要約）

- ①基準は暫定であるが、暫定的に安全というのは概念的にわかりにくいというのも含めて、安全に完全はない。30項目についても大飯はかなりの部分クリアしているが、もっと上を目指す。途上にあるということは指摘されるとおり。一方で、福島レベルの事故は起こらないのは明確にいえる。そのことを以て、暫定的と言われるのであれば、結構かと思う。②4月から新しい規制機関を誕生させたいと考えていた。そのため、3月末までに手続きが終わるものは、その時点の判断があることから行政機関として責任を持って判断していかなければならない。大飯3、4号機については、安全委員会も含めて手続きが終了したので、それに基づいて判断をする。逆に、それ以外は手続きが4月以降となるため、新しい規制機関が対応するという整理をした。③臨時稼働については、特定の時限性を持つという意味での暫定的なものと考えているわけではない。一方で、新しい規制機関設立後、今回の暫定的な基準を検証し、その判断がこれではおかしいとなれば、稼働した状態事態も見直される可能性がある。さらに、新しい基準が設定された後に、その基準を満たさない場合は、停止を含めた厳格な措置が講じられる。（細野大臣）
- 取りようによっては、今回の政府の判断は暫定的なものとしてお認めいただいたということではよろしいか。（橋下委員）
- 安全に終わりがなく、常に高みを目指すというプロセスにおいて、現段階における判断、途中段階にあるものということなので、それを橋下市長が暫定的な安全と解釈されるなら、それは、結構である。（細野大臣）
- 大飯3、4号機については、昨年3月11日以前の基準で動かすことになるのではないか。（松井委員）
- 3月11日以降に抜本的に改めて作った安全対策が、基準1、2である。それまで想定していなかった津波に対して作った基準である。基準3もこれまでの知見を積み上げて作った厳格なもの。もう一つ、安全神話から完全に脱しているというのも、むしろ3・11を受けてからの考え方である。一点残るとすれば、今の組織でやっているということ。（細野大臣）
- 現状では暫定的な安全の判断であるということで、大飯を特別な監視体制のもと稼働させていくなれば、特別な監視体制を置く期間は短ければ短いほどよいと思う。（細野大臣）
- 我々が言っているのは安全基準で、政府が言っているのは判断基準。安全基準を作るのであれば、原子力安全委員会の決定を経なければならない。これは規制なき基準で、判断基準となっている。そういう中でやっていくなれば暫定的な判断にしかならない。つまり、規制庁ができておらずソフトが暫定になっている、基準も判断基準であって安全基準ではない、さらに規制庁ができればバックフィットしなければならないということで、3つの意味で暫定的になる。それを踏まえて判断をしていただきたい。そうでなければ、我々も覚悟ができない。（山田委員）
- 2度に渡り直にご説明をいただいたので、それを踏まえ、我々としての一定の方向性が出せるようであれば出したい。（井戸連合長）
- 原発再起動の安全性の判断について、専門家の知見を踏まえて、政府は正しい判断をしていると自負している。大飯3、4号機の再起動については、政府一丸となって取り組んでいく。（齋藤副官房長官）
- 過渡的な判断といわれるなら、過渡的、暫定的な動かし方もあるのではないか。（橋下市長）

## ② 今夏の電力需給の検討状況等について

- ◆ 今夏の節電目標等を達成するため、節電対策の基本方針及びキャッチコピー・ロゴマークを決定した。今後、具体的な節電促進方策について詳細を検討し、公表することとした。
  - ・ 例えば消費電力の少ない家電に買い換えに対し、広域連合としてインセンティブを考えられないか。今夏だけでなく将来的に、予算をかけて促進する仕組みを作ってはどうか。（松井委員）
  - ・ 京都府のシミュレーションによると、15%を達成するには、オフィスでは勤務シフトを変えないと無理、事業所では自家発電を使わないと無理とわかった。（山田委員）
  - ・ 京都府の資料については、「全てのオフィス」「全ての事業所」が対応しないと無理。本当に15%の節電をするには、強制的な割り当てとか手荒なことをしないとできない。病院等の施設を調べておかないと、何が起こるかわからないという恐ろしさがある。そういうリスクも考えておかなければならない。今年は、松井委員の言われるようなことでは収まらない。（仁坂副連合長）
  - ・ 大阪府でも調査をしているが、病院はたいてい自家発電を持っているが、対応時間が異なる等の問題も出てきている。（松井委員）
  - ・ 計画停電の場合、今のような施設については、特別な配慮をしていなければならない。セキュリティをどう保っていくかを前提に作業しなければならない。（井戸連合長）
  - ・ 市民への電力表示器の貸し出し等、最大限節電に協力するが、弱者への配慮（熱中症対策、病院等へのリスク、中小事業者への配慮）を特に願います。（竹山市長コメント）

## ③ 平成 25 年度政府予算編成等に対する提案

- ◆ 原案について最終確認の後、政府に対し提出することを決定した。

## ④ 関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見について

- ◆ 原案について決定した。

## ⑤ その他

- ◆ 第一次産業分野の体制として、広域産業振興局に農林水産部を設け、仁坂委員を担当委員として体制整備を進めることを決定した。
- ◆ 6月30日に連合議会6月臨時会が開催（併せて連合委員会も開催）されることについて報告された。
- ◆ 「KANSAI 国際観光 YEAR2013」実行委員会の設立について報告された。

※ 次世代スーパーコンピューター「京」を活用した防災力の向上について（徳島県提案）  
飯泉委員から次世代スーパーコンピューター「京」の視察について提案を行い、シミュレーションの内容及び視察の実施について、今後事務局で検討を行うこととされた。